

第十六条第三項中「保険医療機関等（法第五十七条第三項に規定する保険医療機関等をいう。以下この条において同じ。）若しくは指定訪問看護事業者（以下この項において「医療機関等」という。）を「医療機関等」に、「訪問看護療養費の支給につき法第七十八条第八項において準用する法第七十四条第五項の規定の適用がある場合における当該訪問看護療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該訪問看護療養費の額を控除した額」を「訪問看護療養費負担額」に、「第十四条第四項」を「同条第四項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第三条 施行日前行われた療養に係る防衛省の職員の給与等に関する法律の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第四条 施行日前行われた療養に係る船員保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第五条 施行日前行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第六条 施行日前行われた療養に係る国民健康保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第七条 施行日前行われた療養に係る地方公務員等共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第八条 施行日前行われた療養に係る高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第九条 私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

Table with 2 columns: 組合員, 加入者. Rows include 財務省令, 文部科学省令, 財務省令, 文部科学省令.

改め、同表第十一の三の六第六項の項中「第十一の三の六第六項」を「第十一の三の六第六項」に改め、同表附則第三十四の四第六項の項を削る。
（私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第十条 施行日前行われた療養に係る私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

（平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等）についての健康保険法施行令等の臨時特別に関する政令の一部改正
第一条 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特別に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「高額療養費算定基準額並びに」を「高額療養費算定基準額」に、「掲げる療養」を「掲げる場合」に改め、「当該各号に定める額」の下に、「同条第三項に規定する当該区分に応じ当該各号に定める額並びに」を「同条第四項に規定する当該区分に応じ当該各号に定める額」を加え、同条第二項中「及び第三号ロ」を「第三号ロ及び第四号ロ」に改める。
第二条第一項中「高額療養費算定基準額並びに」を「高額療養費算定基準額」に、「掲げる療養」を「掲げる場合」に改め、「当該各号に定める額」の下に、「同条第三項に規定する当該区分に応じ当該各号に定める額並びに」を「同条第四項に規定する当該区分に応じ当該各号に定める額」を加える。
第三条第一項、第五項第一項及び第六項第一項中「高額療養費算定基準額並びに」を「高額療養費算定基準額」に、「掲げる療養」を「掲げる場合」に改め、「当該各号に定める額」の下に、「同条第四項に規定する当該区分に応じ当該各号に定める額」を加える。
第七条第二項及び第八項第二項中「掲げる療養」を「掲げる場合」に改める。

省 令
内閣総理大臣 野田 佳彦
総務大臣 川端 達夫
財務大臣 安住 淳
文部科学大臣 中川 正春
厚生労働大臣 小宮山洋子
防衛大臣 一川 保夫

○文部科学省令第五号
厚生労働省令第五号
社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年十月二十一日
文部科学大臣 中川 正春
厚生労働大臣 小宮山洋子

社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令
（社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部改正）
第一条 社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年 厚生労働省令第二号）の一部を次のように改正する。
附則第二條第二項第二号の表備考及び別表第五備考中「もの」を「こと」を標準」に改める。
第二条 社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「第三十九條第一号から第三号まで」を「第四十條第二項第一号から第三号まで」若しくは第五号」に、「第四十條第二項第一号」を「同項第四号」に改める。
第二条第一項中「又は第三号」を「若しくは第三号又は第四十條第二項第五号」に改め、同条第二項中「第三十九條第一号から第三号まで」を「第四十條第二項第一号から第三号まで」に、「法第四十條第二項第一号」を「同項第四号」に改める。
第五条各号列記以外の部分中「第三十九條第一号」を「第四十條第二項第一号」に改め、同条第六号中「すべて」を「全て」に、「第三十九條第一号から第三号まで」を「第四十條第二項第一号から第三号まで」に改め、同条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 別表第四の医療的ケアの領域に区分される教育内容を教授する教員は、当該教育内容を教授する教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（以下「医療的ケア教員講習会修了者等」という。）であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

第六条中「第三十九条第二号」を「第四十条第二項第二号」に、「同条第三号」を「同項第三号」に改める。

第七条中「第三十九条第三号」を「第四十条第二項第三号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七條之二 法第四十条第二項第五号に規定する学校（別表第四の二において「第五号学校」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程及び夜間課程に係る基準

イ 修業年限は、六月以上であること。

ロ 教育の内容は、別表第四の二に定めるもの以上であること。

ハ 別表第四の二に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる学生の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

ニ 別表第四の二に定める教育の一部を他の学校等に実施させる場合には、当該他の学校等についてその分担する教育の内容に関して適切な水準が確保されていること。

ホ ハの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（次号ハにおいて「実務者研修教員講習会修了者等」という。）であつて、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。

(1) 介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者

(2) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し教授する資格を有する者

(3) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第四十条第二項第四号に規定する高等学校等の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し三年以上の経験を有する者

(4) 法第四十条第二項第五号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員として、別表第四の二に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかの科目の教育に関し五年以上の経験を有する者

(5) 法附則第九条第一項に規定する高等学校等（以下「特例高等学校等」という。）の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し五年以上の経験を有する者

ヘ 介護過程Ⅲを教授する教員は、ホの(1)から(5)までのいずれかに該当する者であつて、かつ、第五号第十四号ロに規定する講習会を修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を置くこと。

ト 医療的ケアを教授する教員は、医療的ケア教員講習会修了者等であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

チ 一学級の定員は、五十人以下であること。

リ 同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の教室を有すること。

ヌ 教育上必要な機械器具、模型、図書その他の設備を有すること。

ル 管理及び維持経営の方法が確実であること。

ヲ 入学し、又はしようとする者に対し、教育の内容、教員その他の事項に関する情報が開示されており、当該開示された情報は、虚偽又は誇大なものであつてはならないこと。

二 通信課程に係る基準

イ 前号イ、ロ、ヘ及びト並びにヌからヲまでに該当するものであること。

ロ 別表第四の二に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人以上の専任教員を有すること。

ハ ロの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、実務者研修教員講習会修了者等であつて、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。

(1) 介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者

(2) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し教授する資格を有する者

(3) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第四十条第二項第四号に規定する高等学校等の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し三年以上の経験を有する者

(4) 法第四十条第二項第五号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員として、別表第四の二に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかの科目の教育に関し五年以上の経験を有する者

(5) 特例高等学校等の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し五年以上の経験を有する者

ニ 印刷教材は、別表第四の二の科目の欄に定める各科目について、同表の時間数の欄に定める時間数以上の学習を必要とするものであつて、その内容が次によるものであること。

(1) 正確及び公正であつて、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。

(2) 統計その他の資料が新しく、かつ、信頼できるものであること。

(3) 自学自習についての便宜が適切に図られていること。

ホ 印刷教材による授業における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法が次によるものであること。

(1) 通信指導は、計画的に行うこと。

(2) 添削指導は、別表第四の二の科目の欄に定める各科目（面接授業により行う科目を除く。）について一回以上行うこととし、添削に当たっては、採点、講評、学習上の注意等を記入すること。

ヘ 面接授業においては、通信指導及び添削指導において修得することが求められている知識及び技能の修得がなされていることにつき確認をすること。

ト 面接授業における一学級の定員は、五十人以下であること。

チ 面接授業の実施期間において、同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の教室を有すること。

第八條中「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第四号」に改め、同条第三号中「第三十九号第一号から第三号まで」を「同項第一号から第三号まで」に改め、同条第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 医療的ケアを教授する教員は、医療的ケア教員講習会修了者等であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

第九條第一項第十号ロ中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に、「法第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改め、同号ロの次に次のように加える。

ハ 法第四十条第二項第五号に規定する学校（面接授業を他の学校等に実施させる場合には、当該他の学校等の名称、所在地及び設置者又は経営者の氏名（法人にあつては、名称）並びに当該他の学校等において実施する面接授業の科目）

第九条第三項中「第一項の」を「法第七条第二号若しくは第三号若しくは第四十条第二項第一号から第三号までに規定する学校又は同項第四号に規定する高等学校等に係る第一項の」に改める。
 第十条第二項中「関する事項」の下に「同号八に掲げる他の学校等に関する事項」を加える。
 第十一条第三号中「異動」の下に「実習指導者の異動については、法第七条第二号若しくは第三号若しくは第四十条第二項第一号から第三号までに規定する学校又は同項第四号に規定する高等学校等に限る。」を加える。
 第十三条中「及び第十四号ロ」を「、第九号の二及び第十四号ロ並びに第七条の二第一号ホ」に改める。

附則第二条第一項中「法附則第二条第一項に規定する高等学校等（以下この条において「特別高等学校等」という。）を「特別高等学校等」に改め、同項第二号の表科目欄中「生活支援技術」を「生活支援技術（医療的ケアを含む）」に改め、同表科目欄中「六」を「七」に、「三四」を「三五」に、「三三」を「三四」に改め、同表備考を次のように改める。

備考一 各科目の単位数は、一単位時間を五十分とし、三十五単位時間の授業を一単位として計算することを標準とする。ただし、通信制の課程における介護実習以外の科目の単位数については、添削指導三回及び面接指導二単位時間（一単位時間を五十分とする。）を一単位として計算することを標準とする。

二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とし、演習は面接指導とするものとする。

三 前号の演習を修了した者に対しては可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

附則第二条の次に次の一条を加える。

（介護福祉士の養成に係る高等学校等における医療的ケアを教授する教員の経歴措置）
 第二条の二 医療的ケア教員講習会修了者等であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後、学校教育法に基づく高等学校等において学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）別表第三の看護若しくは福祉の教科に属する科目を教授する教員として五年以上の経験を有する者又は法第四十条第二項第一号から第三号までに規定する学校若しくは養成施設の専任教員として五年以上の経験を有する者については、第八条第六号の規定にかかわらず、当分の間、法第四十条第二項第四号に規定する高等学校等において医療的ケアを教授する教員となることができる。

別表第二中「第三条―第七条関係」を「第三条―第七条の二関係」に改める。

別表第四中「こころからのしくみの項の次に、

五〇	五〇	五〇	五〇
----	----	----	----

「一七〇」を「一、二二〇」に、「一、一五五」を「一、二〇五」に改め、同表備考を次のように改める。

- 備考一 第一号学校における人間と社会に関する選択科目の時間数については、人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション及び社会の理解の時間数と合計して二百四十時間以上となるように定めるものとする。
- 二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とするものとする。
- 三 前号の演習を修了した者に対しては可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

別表第四の次に次の一表を加える。
 別表第四の二（第七条の二関係）

科目	時間数
人間の尊厳と自立	五
社会の理解Ⅰ	五
社会の理解Ⅱ	三〇
介護の基本Ⅰ	一〇
介護の基本Ⅱ	二〇
コミュニケーション技術	二〇
生活支援技術Ⅰ	二〇
生活支援技術Ⅱ	三〇
介護過程Ⅰ	二〇
介護過程Ⅱ	二五
介護過程Ⅲ	四五
発達と老化の理解Ⅰ	一〇
発達と老化の理解Ⅱ	二〇
認知症の理解Ⅰ	一〇
認知症の理解Ⅱ	二〇
障害の理解Ⅰ	一〇
障害の理解Ⅱ	二〇
こころからのしくみⅠ	二〇
こころからのしくみⅡ	六〇
医療的ケア	五〇
合計	四五〇

備考一 介護過程Ⅲについては、面接授業により行うものとする。

二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とし、演習は面接授業とするものとする。

三 前号の演習を修了した者に対しては可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

四 第五号学校における教育の内容に相当するものと認められる研修であつてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものにおいて既に履修したものと認められる科目については、その科目の履修を免除することができる。

別表第五科目欄中「生活支援技術」を「生活支援技術（医療的ケアを含む）」に改め、同表単位数欄中「九」を「十」に、「五二」を「五三」に改め、同表備考を次のように改める。

- 備考一 各科目の単位数は、一単位時間を五十分とし、三十五単位時間の授業を一単位として計算することを標準とする。
- 二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とするものとする。
- 三 前号の演習を修了した者に対しては可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

（社会福祉に関する科目を定める省令の一部改正）

第三条 社会福祉に関する科目を定める省令（平成二十年文部科学省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条（見出しを含む）中「第三十九条第二号」を「第四十条第二項第二号」に改める。

第九條第三項中「第一項の」を「法第七條第二号若しくは第三号若しくは第四十條第二項第一号から第三号までに規定する学校又は同項第四号に規定する高等学校等に係る第一項の」に改める。
 第十條第二項中「関する事項」の下に「同号ハに掲げる他の学校等に関する事項」を加える。
 第十一條第三号中「異動」の下に「実習指導者の異動については、法第七條第二号若しくは第三号若しくは第四十條第二項第一号から第三号までに規定する学校又は同項第四号に規定する高等学校等に係る」を加える。
 第十三條中「及び第十四号ロ」を「、第九号の二及び第十四号ロ並びに第七條の二第一号ホ」に改める。

附則第二條第一項中「法附則第二條第一項に規定する高等学校等（以下この条において「特別高等学校等」という。）を「特別高等学校等」に改め、同項第二号の表科目欄中「生活支援技術」を「生活支援技術（医療的ケアを含む）」に改め、同表科目欄中「六」を「七」に、「三四」を「三五」に、「三三」を「三四」に改め、同表備考を次のように改める。
 備考 一 各科目の単位数は、一単位時間を五十分とし、三十五単位時間の授業を一単位として計算することを標準とする。ただし、通信制の課程における介護実習以外の科目の単位数については、添削指導三回及び面接指導二単位時間（一単位時間を五十分とする。）を一単位として計算することを標準とする。
 二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とし、演習は面接指導とするものとする。
 三 前号の演習を修了した者に対しては可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

附則第二條の次に次の一条を加える。
 （介護福祉士の養成に係る高等学校等における医療的ケアを教授する教員の経過措置）
 第二條の二 医療的ケア教員講習会修了者等であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後、学校教育法に基づく高等学校等において学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）別表第三の看護若しくは福祉の教科に属する科目を教授する教員として五年以上の経験を有する者又は法第四十條第二項第一号から第三号までに規定する学校若しくは養成施設専任教員として五年以上の経験を有する者については、第八條第八号の規定にかかわらず、当分の間、法第四十條第二項第四号に規定する高等学校等において医療的ケアを教授する教員となることができる。
 別表第二中「第三條―第七條関係」を「第三條―第七條の二関係」に改める。

	医療的ケア	医療的ケア
五〇	五〇	五〇
一七〇	一七〇	一七〇

を「一、二〇〇」に、「一、一五五」を「一、二〇五」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 一 第一号学校における人間と社会に関する選択科目の時間数については、人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション及び社会の理解の時間数と合計して二百四十時間以上となるように定めるものとする。
 二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とするものとする。
 三 前号の演習を修了した者に対しては可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

別表第四の次に次の一表を加える。
 別表第四の二（第七條の二関係）

科目	時間数
人間の尊厳と自立	五
社会の理解 I	五
社会の理解 II	三〇
介護の基本 I	三〇
介護の基本 II	二〇
コミュニケーション技術	二〇
生活支援技術 I	二〇
生活支援技術 II	三〇
介護過程 I	二〇
介護過程 II	二〇
介護過程 III	四五
発達と老化の理解 I	二〇
発達と老化の理解 II	二〇
認知症の理解 I	二〇
認知症の理解 II	二〇
障害の理解 I	二〇
障害の理解 II	二〇
こころからだのしくみ I	二〇
こころからだのしくみ II	六〇
医療的ケア	五〇
合計	四五〇

備考 一 介護過程 III については、面接授業により行うものとする。
 二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とし、演習は面接授業とするものとする。
 三 前号の演習を修了した者に対しては可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。
 四 第五号学校における教育の内容に相当するものと認められる研修であつてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものにおいて既に履修したものと認められる科目については、その科目の履修を免除することができる。
 別表第五科目欄中「生活支援技術」を「生活支援技術（医療的ケアを含む）」に改め、同表単位数欄中「九」を「十」に、「五二」を「五三」に改め、同表備考を次のように改める。
 備考 一 各科目の単位数は、一単位時間を五十分とし、三十五単位時間の授業を一単位として計算することを標準とする。
 二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とするものとする。
 三 前号の演習を修了した者に対しては可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

（社会福祉に関する科目を定める省令の一部改正）
 第三條 社会福祉に関する科目を定める省令（平成二十年文部科学省令第三号）の一部を次のように改正する。
 第三條（見出しを含む。）中「第三十九條第二号」を「第四十條第二項第二号」に改める。

附則

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条及び次条の規定は、公布の日から施行する。(介護福祉士の養成に係る高等学校等又は介護福祉士試験の受験資格の特例に係る高等学校等の指定に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条又は附則第二条に定める基準による介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律第六百二十五号)第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第七十二号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生労働省令第三十一号
社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令
(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正)
第一条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

- 第十九条中「第三十九条第二号」を「第四十条第二項第二号」に改める。
第二十条中「第三十九条第三号」を「第四十条第二項第三号」に改める。
第二十一条中「第四十条第三項第三号」を「第四十条第二項第六号」に改める。
第二十二条第三項中「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第一号から第五号まで」に改め、同条第四項中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に改める。
第二十三条第一項中「及び」を「及び」から「及び」の領域を「」に改める。
第二十四条の二第三号を次のように改める。
第三号中「」を「厚生労働大臣」とあるのは「」に法第三十九条各号のいずれかに該当することを証する書面を添付し、これを厚生労働大臣」と「ならない」とあるのは「ならない。ただし、同条第四号に該当する者にあつては、同号に該当することを証する書面の添付を要しない」とを削る。

第二十八条第一項第一号中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に改める。
附則第一条の次に次の一条を加える。
(介護福祉士試験の受験資格に関する暫定措置)
第一条 第二十一条の規定に適用する暫定措置は、当分の間、同条中「認められた者」とあるのは、「認められた者及び三年以上介護等の業務に従事した者のうち、介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第十二条の二十三第一項に規定する介護職員基礎研修課程を修了した者であつて、附則第十三条第三号の略称吸引等研修を修了したことを証する書類の交付を受けたもの」と読み替えるものとする。
附則第二条第一号中「附則第二条第一項」を「附則第九条第一項」に改める。
様式第五及び様式第六を次のように改める。

様式第五(第24条関係)(表面)
介護福祉士試験受験申込書
(印刷しないこと)

Form with fields for personal information (Name, Birth Date, Sex, etc.), educational background (Schools, Graduation Dates), and exam details (Application Date, Exam Date, etc.). Includes checkboxes for various conditions and a section for the applicant's signature and date.

上記により、介護福祉士試験を受験したいので申し込みます。
平成 年 月 日
厚生労働大臣 殿
指定試験機関代表者 氏名

(裏面)

連絡先

勤務先 (雇用の連絡先)	名称	所 属
		電 話 番 号
その他 (備考先の連絡先)	名称 又は 氏 名	受験者との関係
		電 話 番 号

受験資格及び添付書類一覧

区 分	受 験 資 格	添 付 書 類
実務経験 + 実務者研修	3年以上の実務経験者で6月以上の実務者研修を修了したもの (法第40条第2項第5号)	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書 ・実務者研修の修了証明書又は修了見込証明書
高等学校等 (専攻科含む)	高等学校若しくは中等教育学校の卒業者若しくは学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者又は高等学校若しくは中等教育学校の専攻科の卒業者 (法第40条第2項第4号若しくは第6号及び施行規則第21条、平成19年改正法附則第5条又は平成20年改正規則附則第3条)	・卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者であることを証明する書面 ・教科目(科目)及び単位数の履修証明書又は教科目(科目)及び単位数の履修見込証明書
特別高等 学校等 (専攻科含む) + 実務経験 (9月以上)	法附則第9条第1項に規定する高等学校又は中等教育学校の卒業者で9月以上の実務経験を有するもの (法附則第9条第1項)	・卒業証明書 ・教科目(科目)及び単位数の履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
介護福祉士 養成施設等	・介護福祉士養成施設等(修業年限2年以上)を卒業した者 ・社会福祉に関する科目を修めて大学を卒業した者等 ・保育士養成施設等又は社会福祉士養成施設等を卒業した後、介護福祉士養成施設等(修業年限1年以上)を卒業した者	・卒業証明書又は卒業見込証明書 ・教科目(科目)及び単位数の履修証明書又は教科目(科目)及び単位数の履修見込証明書

備考

- 該当する口は、と記入すること。
- 整理番号欄には、記入しないこと。
- 指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙ははらないこと。
- この受験申込書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずH Bの鉛筆を使用すること。
また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないよう完全に消すこと。
- 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者は、卒業年月に代えて、同項の規定による大学への入学年月を記載すること。
- 第10回以降の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者(実務経験見込証明書、卒業見込証明書又は履修見込証明書の提出により当該受験票の交付を受けた者であつて、実務経験証明書、卒業証明書又は履修証明書を提出していないものを除く。)については、当該受験票の提出をもって実務経験証明書、卒業証明書又は履修証明書の提出に代えることができる。
- 実務経験証明書にあつては、勤務先の長が、修了証明書、卒業証明書及び履修証明書にあつては、学校等の長が発行したものであること。
- 実務経験見込証明書の提出をもって申し込む者は、実務経験後、遅滞なく、実務経験証明書を提出すること。
- 実務者研修の修了見込証明書の提出をもって申し込む者は、当該実務者研修修了後、遅滞なく、実務者研修の修了証明書を提出すること。
- 卒業見込証明書又は履修見込証明書の提出をもって申し込む者は、卒業後、遅滞なく、卒業証明書又は履修証明書を提出すること。
- 実務経験免除申請を行う者は、介護技術講習の実施者が発行する介護技術講習修了証明書を添付すること。
- 介護技術講習修了見込みで実務経験免除申請を行う者は、介護技術講習の実施者が発行する介護技術講習受講決定通知書を添付すること。また、介護技術講習修了後、遅滞なく、介護技術講習修了証明書を提出すること。
- 前回又は前々回の介護福祉士試験の受験票の交付を受けた者であつて、介護技術講習修了証明書を提出したものである場合は、当該受験票の提出をもって介護技術講習修了証明書の提出に代えることができる。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第六 (第26条関係)

介 護 福 祉 士 登 録 申 請 書									
フリガナ 氏 名		(姓) _____ (名) _____				性 別		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
生年月日		<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 _____ 年 _____ 月 _____ 日		本籍地 <small>(HAKUNAHOJI, CHOHU)</small>		都 道 府 県		本籍地 コード _____	
フリガナ 現 住 所		都 道 府 県 _____ 市 町 村 _____							
郵便番号		_____		電話番号		_____			
試験に合格した年月 平成 _____ 年 _____ 月 試験合格証書番号 _____									
<p>(実地研修を修了した等級吸引等行為)</p> <input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 <input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養 <p>(受験資格)</p> <input type="checkbox"/> 実務経験+実務者研修 <input type="checkbox"/> 高等学校等 <input type="checkbox"/> 特別高等学校等+実務経験(9月以上) <input type="checkbox"/> 介護福祉士養成施設等 <p>(欠格事由)</p> <input type="checkbox"/> 成年被後見人又は被保佐人 <input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 社会福祉士及び介護福祉士法(以下「法」という。)の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて社会福祉士及び介護福祉士法施行令第1条に規定するものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 法第42条第2項において準用する法第32条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者									
<p>私は、介護福祉士の登録を受けたいので、上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠していないことを誓い、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第26条において準用する第10条の規定により申請します。</p> <p>平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>厚生労働大臣 殿 指定試験機関代表者 _____ 氏名</p>									
収入印紙 (消印しないこと。)		<input type="checkbox"/> 又は領収証書をはる。							

備考

- 該当する口は、と記入すること。
- この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書をはること。
- 指定試験機関に申請する場合には、所定の手続により登録手数料を納付すること。
- この登録申請書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずH Bの鉛筆を使用すること。
また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないよう完全に消すこと。
- 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部改正)

第二条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に改める。

第二条第一項中「又は第三号」を「若しくは第三号又は第四十条第二項第五号」に改め、同条第二項中「第三十九号第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に改め、同条第五号各号列記以外の部分中「第三十九号第一号」を「第四十条第二項第一号」に改め、同条第六号中「すべて」を「全て」に、「第三十九号第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に改め、同条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 別表第四の医療的ケアの領域に区分される教育内容を教授する教員は、当該教育内容を教授する教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者(以下「医療的ケア教員講習会修了者等」という。)であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

第六条中「第三十九号第二号」を「第四十条第二項第二号」に、「同条第三号」を「同項第三号」に改め、同条第二号中「あつては」を「あつては」に改め、同条次に次の一条を加える。

第七条中「第三十九号第三号」を「第四十条第二項第三号」に改め、同条次に次の一条を加える。

一 修業年限は、六月以上であること。

イ 教育の内容は、別表第五に定めるもの以上であること。

ハ 別表第五に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる生徒の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

ニ 別表第五に定める教育の一部を他の養成施設等に実施させる場合には、当該他の養成施設等についてその分担する教育の内容に関して適切な水準が確保されていること。

ホ ハの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者(次号ハにおいて「実務者研修教員講習会修了者等」という。)であつて、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。

(1) 介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者
(2) 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し教授する資格を有する者

(3) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第四十条第二項第四号に規定する高等学校若しくは中等教育学校の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し三年以上の経験を有する者

(4) 法第四十条第二項第五号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員として、別表第五に定める介護の基本I若しくはII、コミュニケーション技術、生活支援技術I若しくはII又は介護過程IからIIIまでのいずれかの科目の教育に関し五年以上の経験を有する者

(5) 法附則第九条第一項に規定する高等学校又は中等教育学校(次号ハ(5)において「特別高等学校等」という。)の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し五年以上の経験を有する者

ハ 介護過程IIIを教授する教員は、ホの(1)から(5)までのいずれかに該当する者であつて、かつ、第五条第十四号ロに規定する講習会を修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を置くこと。

ト 医療的ケアを教授する教員は、医療的ケア教員講習会修了者等であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

チ 一学級の定員は、五十人以下であること。

リ 同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の教室を有すること。
ヌ 教育上必要な機械器具、模型、図書その他の設備を有すること。
ル 管理及び維持経営の方法が確実であること。
ヲ 入所し、又はしようとする者に対し、教育の内容、教員その他の事項に関する情報が開示されており、当該開示された情報は、虚偽又は誇大なものであつてはならないこと。

二 通信課程に係る基準

イ 前号イ、ロ、ニ、ハ及びト並びにヌからヲまでに該当するものであること。
ロ 別表第五に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人以上の専任教員を有すること。

ハ ロの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、実務者研修教員講習会修了者等であつて、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。

(1) 介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者

(2) 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し教授する資格を有する者

(3) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第四十条第二項第四号に規定する高等学校若しくは中等教育学校の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し三年以上の経験を有する者

(4) 法第四十条第二項第五号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員として、別表第五に定める介護の基本I若しくはII、コミュニケーション技術、生活支援技術I若しくはII又は介護過程IからIIIまでのいずれかの科目の教育に関し五年以上の経験を有する者

(5) 特別高等学校等の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し五年以上の経験を有する者

ニ 印刷教材は、別表第五の科目の欄に定める各科目について、同表の時間数の欄に定める時間数以上の学習を必要とするものであつて、その内容が次によるものであること。

(1) 正確及び公正であつて、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。

(2) 統計その他の資料が新しく、かつ、信頼できるものであること。

(3) 自学自習についての便宜が適切に図られていること。

ホ 印刷教材による授業における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法が次によるものであること。

(1) 通信指導は、計画的に行うこと。

(2) 添削指導は、別表第五の科目の欄に定める各科目(面接授業により行う科目を除く。)について一回以上行うこととし、添削に当たっては、採点、講評、学習上の注意等を記入すること。

ヘ 面接授業においては、通信指導及び添削指導において修得することが求められている知識及び技能の修得がなされていることにつき確認をすること。

ト 面接授業における一学級の定員は、五十人以下であること。

チ 面接授業の実施期間において、同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の教室を有すること。

第八条第一項第十号口中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に改め、同号口の次に次のように加える。

ハ 法第四十条第二項第五号に規定する養成施設 面接授業を他の養成施設等に実施させる場合には、当該他の養成施設等の名称、所在地及び設置者又は経営者の氏名(法人にあつては、名称)並びに当該他の養成施設等において実施する面接授業の科目

第八条第三項中「第一項の」を「法第七条第二号若しくは第三号又は第四十条第二項第一号から第三号までに規定する養成施設に係る第一項の」に改める。
 第九条第二項中「関する事項」の下に「同号ハに掲げる他の養成施設等に関する事項」を加える。

第十条第三号中「異動」の下に「実習指導者の異動については、法第七条第二号若しくは第三号又は第四十条第二項第一号から第三号までに規定する養成施設に限る。」を加える。
 第十二条中「及び第十四号ロ」を「、第九号の二及び第十四号ロ並びに第七条の二第一号ホ」に改める。

別表第二中「第三条 第七条関係」を「第三条 第七条の二関係」に改める。
 別表第四中「こころからだのしくみの項の次に」

五〇 五〇 五〇 を加え、合計の項中「一、八〇〇」を「一、八五〇」に、「一、一七〇」を「一、二二〇」に、「一、一五五」を「一、二〇五」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 一 第一号養成施設における人間と社会に関する選択科目の時間数については、人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション及び社会の理解の時間数と合計して二百四十時間以上となるように定めるものとする。

二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とするものとする。

三 前号の演習を修了した者に対しては可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

別表第四の次に次の一表を加える。

別表第五(第七条の二関係)

科	目	時間数
人間の尊厳と自立		五
社会の理解Ⅰ		五
社会の理解Ⅱ		三〇
介護の基本Ⅰ		一〇
介護の基本Ⅱ		二〇
コミュニケーション技術		二〇
生活支援技術Ⅰ		二〇
生活支援技術Ⅱ		三〇
介護過程Ⅰ		二〇
介護過程Ⅱ		二五
介護過程Ⅲ		四五
発達と老化の理解Ⅰ		一〇

発達と老化の理解Ⅱ
 認知症の理解Ⅰ
 認知症の理解Ⅱ
 障害の理解Ⅰ
 障害の理解Ⅱ
 障害の理解Ⅲ
 こころからだのしくみⅠ
 こころからだのしくみⅡ
 医療的ケア

合 計	時間数
	四五〇

備考 一 介護過程Ⅲについては、面接授業により行うものとする。

二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とし、演習は面接授業とするものとする。

三 前号の演習を修了した者に対しては可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

四 第五号養成施設における教育の内容に相当するものと認められる研修であつてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものにおいて既に履修したものと認められる科目については、その科目の履修を免除することができる。

第三条 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令(昭和六十二年厚生省令第五十一号)の一部を次のように改正する。
 第二十三条の表筆記試験の項中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に改める。

第四条 国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)の一部を次のように改正する。
 第七十七条の六第二十号中「第三十九条第一号」を「第四十条第二項第一号」に改める。

(厚生労働省組織規則の一部改正)
 第五十条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。
 第七百七条第六十号中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで及び第五号」に改め、同条第六十一号中「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第四号」に、「附則第二十一条第一項」を「附則第九条第一項」に改める。

第七百七十三条第十九号中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで及び第五号」に改め、同条第二十号中「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第四号」に、「附則第二十一条第一項」を「附則第九条第一項」に改める。

第七百七十四条第二十四号中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで及び第五号」に改め、同条第二十五号中「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第四号」に、「附則第二十一条第一項」を「附則第九条第一項」に改める。

(学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の一部改正)
 第八条 学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成十九年厚生労働省令第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項中「第三十九条第一号」を「第四十条第二項第一号」に改める。

附 則
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(以下この条において「新規則」という。)第十二条第三項の規定による養育施設の免除は、三年以上介護士(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号。以下この条において「法」という。)第二条第二項に規定する「介護士」という。)の業務に従事した者であつて、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部の改正する法律(平成十九年法律第百二十五号) 附則第二条第二項の規定による規定を受けた同法第三条の規定による改正後の法第四十条第二項第五号に規定する学校又は養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものについては、この省令の施行前においても、新規則第十二条第三項の規定の例により行うことができる。

○経済産業省令第五十七号

電気事業法(昭和二十九年法律第七十号)第十九条第一項及び第三項、第二十二條第一項、第二十四條の三第一項、第三十四條並びに第三十四條の二の規定に基づき、電気事業会社規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月二十一日

経済産業大臣 枝野 幸男

電気事業会社規則等の一部を改正する省令

(電気事業会社規則の一部改正)

第一条 電気事業会社規則(昭和四十年通商産業省令第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一ロの表中

使用済燃料再処理等積立金	を	に	を
使用済燃料再処理等積立金			
未収原子力損害賠償支援機構資金交付金			

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律(平成17年法律第48号)第3条第1項及び附則第3条第1項の規定による積立て並びに同法第7条の規定による取戻しを整理する。

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律(平成17年法律第48号)第3条第1項及び附則第3条第1項の規定による積立て並びに同法第7条の規定による取戻しを整理する。

原子力損害賠償支援機構法(平成23年法律第94号)第41条第1項第1号に規定する資金(以下「資金交付金」という。)の未収金を整理する。

改める。

別表第一ロの表の原子力発電費の科目中

補償費	を	に	を
補償費			

同上

損害保険料

「水力発電費」の同項に準ずる。同項の損害賠償費については、原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)第3条の規定による賠償の責めに任ずべき損害賠償費を整理する場合には、同法第7条第1項に規定する損害賠償措置額の範囲に限る。原子力損害の賠償に関する法律の規定による保険金又は原子力損害賠償補償契約に関する法律(昭和36年法律第148号)の規定による補償金を受け入れた場合は、「補償費(貸方)」を設けて整理する。

「水力発電費」の同項に準ずる。原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)の規定による保険料(「再処理等費」に整理されるものを除く。)及び原子力損害賠償補償契約に関する法律(昭和36年法律第148号)の規定による補償料(「再処理等費」に整理されるものを除く。)を含める。

損害保険料

原子力損害賠償支援機構負担金

改める。

別表第一ロの表中

(何)

原子力損害賠償支援機構資金交付金(何)

改める。

別表第一ロの第一表中

使用済燃料再処理等積立金

改める。

別表第一ロの第二表中

特別利益(何)

改める。

別表第一ロの第五表中

損害保険料																
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

損害保険料																
原子力損害賠償支援機構負担金																
原子力損害賠償支援機構一般負担金																
原子力損害賠償支援機構特別負担金																

改め、同表の記載位置として次のように加える。

「水力発電費」の同項に準ずる。原子力損害の賠償に関する法律の規定による保険料(「再処理等費」に整理されるものを除く。)及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の規定による補償料(「再処理等費」に整理されるものを除く。)を含める。

原子力損害賠償支援機構法第38条第1項に規定する負担金を整理する。原子力損害賠償支援機構一般負担金(同法第39条第1項の規定によりその額が算出される負担金をいう。以下同じ。)及び原子力損害賠償支援機構特別負担金(同法第52条第1項の規定によりその額が加算される負担金をいう。以下同じ。)に区分して整理する。

負ののれん発生益その他異常な利益でその利益額が重大なものを種類別に科目を設けて整理する。

原子力損害賠償支援機構法に基づく資金交付金を整理する。軽微なものを除く。

負ののれん発生益その他原子力損害賠償支援機構資金交付金以外の異常な利益でその利益額が重大なものを種類別に科目を設けて整理する。

使用済燃料再処理等積立金

未収原子力損害賠償支援機構資金交付金

特別利益
原子力損害賠償支援機構資金交付金(何)

諸費	通信運搬費	電報電話料、郵便料、請負運搬費等を整理する。「厚生費」「再処理費」「廃棄物処理費」「修繕費」「補償費」「普及研究費」「養成費」「研究費」及び「固定資産除却費」に整理されるものを除く(以下「諸費」として同じ)。
諸費	通信運搬費	電信電話料、郵便料、請負運搬費等を整理する。「厚生費」「再処理費」「廃棄物処理費」「修繕費」「補償費」及び「固定資産除却費」に整理されるものを除く(以下「諸費」として同じ)。

改める。

(一般電気事業部門別収支計算規則の一部改正)

第五条 一般電気事業部門別収支計算規則(平成十八年経済産業省令第33号)の一部を次のように改正する。

別表第一の3(2)中

「使用済燃料再処理等準備費」	一般需要・特定規模需要外部門	を
「使用済燃料再処理等準備費」	一般需要・特定規模需要外部門	を
「原子力損害賠償支援機構特別負担金」	一般需要・特定規模需要外部門	に
改め、同4(9)中「第3項」を「第4項」に改める。		
別表第二の3(2)中		
「使用済燃料再処理等準備費」	一般需要・特定規模需要外部門	を
「使用済燃料再処理等準備費」	一般需要・特定規模需要外部門	を
「原子力損害賠償支援機構特別負担金」	一般需要・特定規模需要外部門	に
改め、同4(8)中「第3項」を「第4項」に改める。		

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令による改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行日以後に終了する事業年度分の会計整理について適用する。

(一般電気事業供給約款料金算定規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に電気事業法(以下「法」という。)第十九条第一項に基づく認可を受け、又は同条第四項の規定により届け出られた供給約款、同条第七項の規定により届け出られた選択約款及び法第二十一条第一項ただし書に基づく認可を受けた料金その他の供給条件については、なお従前の例による。

(一般電気事業託送供給約款料金算定規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に法第二十四条の三第一項の規定により届け出られた託送供給約款及び同条第二項ただし書に基づく承認を受けた料金その他の供給条件については、なお従前の例による。

(卸料金算定規則の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この省令の施行の際現に法第二十二條第一項の規定により届け出られた料金その他の供給条件については、なお従前の例による。

(一般電気事業部門別収支計算規則の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この省令による改正後の一般電気事業部門別収支計算規則(以下「新部門別収支規則」という。)の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る業務の区分ごとの収支の整理について適用する。

第七条 この省令による改正後の一般電気事業供給約款料金算定規則第八条に規定する原子力損害賠償支援機構一般負担金については、新部門別収支規則別表第一の4(9)の適用においては、この省令の施行の日から法第十九条第一項の規定による認可を受け、又は同条第四項の規定による届出をするまでの間、送電・高圧配電非関連固定費用に配分することにより整理するものとする。

告 示

○厚生労働省令第404号

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第50号)第七条の二第一号ホ及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二十年文部科学省令第2号)第七条の二第一号ホの規定に基づき、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第七条の二第一号ホ及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則第七条の二第一号ホに規定する厚生労働大臣が別に定める基準を次のように定め、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十三年十月二十一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第七条の二第一号ホ及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則第七条の二第一号ホに規定する厚生労働大臣が別に定める基準

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(以下「養成施設規則」という。)第七条の二第一号ホ及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則(以下「学校規則」という。)第七条の二第一号ホに規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、次のとおりとする。

一 養成施設規則第七条の二第一号ホに規定する講習会(以下「実務者研修教員講習会」という。)を行う者は、法人その他の団体であること。

二 実務者研修教員講習会の内容は、別表に定めるもの以上であること。

三 実務者研修教員講習会を行う者は、当該実務者研修教員講習会の課程を修了した者に対し、別記様式による実務者研修教員講習会修了証を交付すること。

別表

科	目	時間数
介護教育方法	介護過程の展開方法	三十
	実務者研修の目的・評価方法	一五
	合 計	五〇

別記様式

実務者研修教員講習会修了証

フリガナ 氏名	生年月日
住所	

上記の者は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）第7条の2第1号ホ又は社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年厚生労働省令第2号）第7条の2第1号ホに規定する講習会の課程について、次のとおり修了したことを証明する。

科目名	時間数
合計	

平成 年 月 日
所在地
法人・機関名
法人・機関代表者名



○国土交通省告示第十六十三号
平成十四年国土交通省告示第百八十五号（測量法に規定する地心直交座標で表示する場合の座標系を定める件）の一部を次のように改正する。
平成二十三年十月二十一日
国土交通大臣 前田 武志

番	座 標 値
X軸	-3,959,340.203メートル
Y軸	3,352,854.274メートル
Z軸	3,697,471.413メートル

附 則

この告示は、平成二十三年十月二十一日から施行する。

○関東地方整備局告示第百九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十一日 関東地方整備局長 下保 修

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 六号
- (三) 道路の区域

区 間	変更前	後別	敷地の幅員	延長
日立市大和田町字笠井田一八五六番五から同市石名坂町二丁目一〇四九番一まで	前	後	二一・三二（メートル）	二二・〇〇六（メートル）

○関東地方整備局告示第百九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十一日 関東地方整備局長 下保 修

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 十八号
- (三) 道路の区域

区 間	変更前	後別	敷地の幅員	延長	備 考
東御市和字西田一四九九番二四から上田市上塩尻字山崎一六二番まで	前	後	二七・八〇（メートル）	二七・五六一（メートル）	上記A・B及びCは、関係図面に示す敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所 関東地方整備局及び同局長野園道事務所